ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

医療保険のオンライン資格確認の概要

令和2年2月

厚生労働省保険局

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）

○　医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認することが、健康保険法改正（2019年５月成立）で規定された。2021年３月に導入予定。
※マイナンバーカードのICチップの電子証明書を用いて行う。**マイナンバーは用いない**。

○　保険医療機関・薬局でのシステム導入の支援のため、「医療情報化支援基金」を創設。
2023年3月末までに、概ね全ての医療機関・薬局での導入を目指す。
※2019年度予算：300億円　　2020年度予算概算要求で基金の積増しを要求
※医療機関等のシステム整備：2020年８月以降予定（同年１月頃に補助申請手続き等を周知）

○　患者は、保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診ができる。医療機関・薬局は、最新の資格情報をオンラインで確認できる。初診時の入力作業や資格過誤請求等が減少する。
※2021年10月請求分から、支払基金・国保連で保険者間のレセプトの振分けサービスも導入。

○　マイナンバーカードの顔写真を確認する。マイナンバーカードを窓口では預からない。顔認証付き端末で確認する運用も検討。

○　患者は、マイナポータルで薬剤情報、特定健診情報、医療費が確認できる。医療機関等でも、本人同意の下で、医師等が患者の薬剤情報等を閲覧できる仕組みとする。

○　被保険者番号を個人単位にする。2021年10月請求分から個人単位被保番でレセプトを請求（レセコン改修が間に合わない医療機関等は、世帯単位の番号でも請求可）。
※世帯単位の番号に２桁番号を追加。後期高齢者医療は現在も個人単位であり、変えない。
※健康保険事業以外に番号の告知を求めてはならない旨を法律に規定（告知要求制限）

健康保険法の改正、これまでの経緯

オンライン資格確認の導入

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（概要資料）

（１）オンライン資格確認の導入

①保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。

②国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。

③オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する。

（２）被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

①被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）に定めることとする。
これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。

※ 75才以上の方の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。

②プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。

※ 告知要求制限の内容（基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり）
①健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
②健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。
これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。

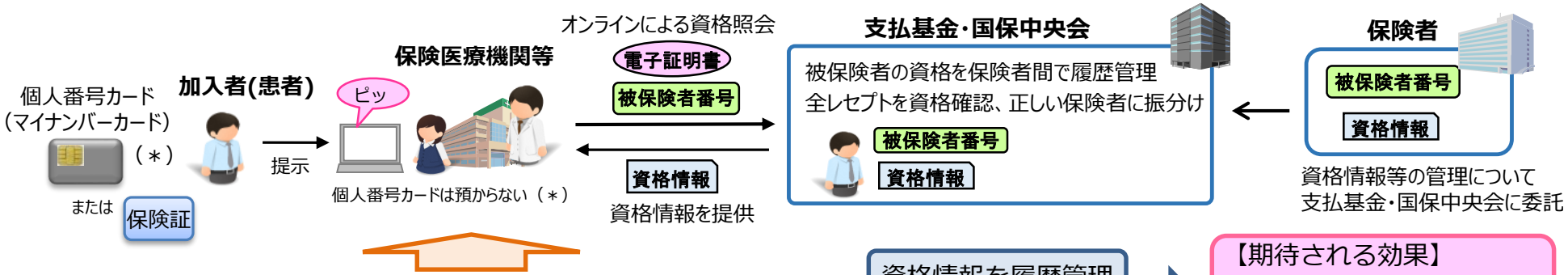

「医療情報化支援基金」により、
システム整備等を行う医療機関等を支援

資格情報を履歴管理
資格確認の導入

【期待される効果】
資格の過誤請求等の削減
事務コストの削減　等

プライバシー保護の観点から、健康保険事業・関連事務以外に
被保険者番号の告知の要求を制限する措置を創設

＊マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を読み取る。マイナンバーは使わない。医療機関等でマイナンバーと診療情報が紐付くことはない。

（参考）健康保険法におけるオンライン資格確認の根拠規定

○　医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）により、健康保険法等の医療保険関係法律に、以下の規定が創設された。

○健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

第３条　（略）

13　この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

（療養の給付）

第６３条　（略）

３　第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

医療情報化支援基金（マイナンバーカード保険証利用等）

令和２年度予算（案）：768億円
（令和元年度予算額：300億円）

現状及び課題

○ 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】
- 当該基金の対象事業として、次の2つを予定している。（令和元年度予算：300億円、令和2年度予算案：768億円）
  ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
  ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

【支援スキーム】
- 当該基金は、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に造成する。
- システム整備を行った医療機関等は、支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備だと判断されれば、その整備費用の一部を医療情報化支援基金の資金によって補助するというスキームになる。

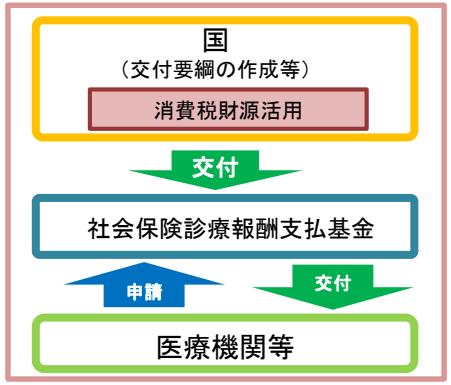

○ 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（デジタル・ガバメント閣僚会議令和元年６月３日決定）において、「医療情報化支援基金も活用し、令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、‥‥また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する」とされた。

今後の方針

○ 令和3（2021）年3月からのオンライン資格確認の運用開始に向けて、具体的な支援内容等について検討を進める。

■マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年８月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年３月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年３月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年３月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

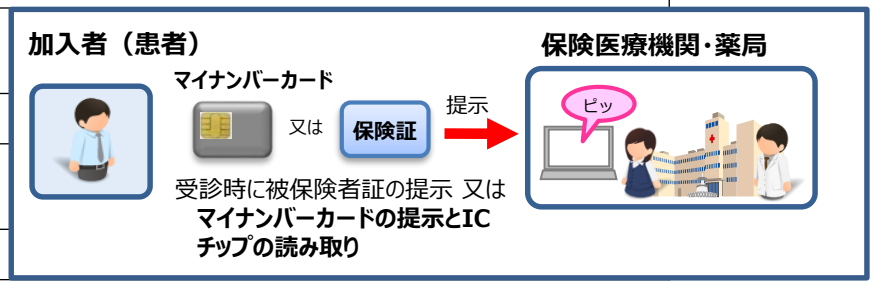

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

デジタル・ガバメント閣僚会議
（令和元年6月4日）決定

■ **国民が<u>マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため</u>、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。**

■ **関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、<u>マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する</u>。**

１．自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として**<u>令和２年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用</u>**。
- マイキープラットフォームの改修や**<u>制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等</u>**を着実に進める。

２．マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを**<u>令和3年3月から本格運用</u>**。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**<u>令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し</u>**、具体的な工程表を８月を目途に公表。医療機関等の**<u>読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施</u>**。
- 令和４年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、**<u>保険者毎の被保険者のカード取得促進策</u>**を本年８月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による**<u>本年度中のマイナンバーカードの取得を推進</u>**。

３．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和４年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を８月を目途に公表。市町村ごとの**<u>マイナンバーカード交付円滑化計画</u>**の策定の推進と**<u>定期的なフォローアップ</u>**を行うとともに**<u>必要な支援を実施</u>**。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

経済財政運営と改革の基本方針2019

～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～　　令和元年６月21日閣議決定

第２章　１（１）Society 5.0の実現　⑤スマート公共サービス

（ｉ）マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

また、**マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年３月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。**さらに、**保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定する**とともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、**2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定**し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る※。

※「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年６月４日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づく。

○マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抜粋）

令和元年６月４日デジタル・ガバメント閣僚会議

・マイナンバーカードの健康保険証利用について、円滑な移行を図り、被保険者の診療の制約につながらないようにするためには、医療機関側において**マイナンバーカードの健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備が必要**である。このため、医療情報化支援基金も活用し、**令和４年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指す**こととし、**具体的な工程表について、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議を進め、８月を目途に公表**する。また、**小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討**する。

マイナンバーカードの普及等の取組について

第6回デジタル・ガバメント閣僚会議
（令和元12月20日）資料

6月

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定（※第4回会議）

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月

マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承（※第5回会議）

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数（想定）

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備（抜粋）

2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策（令和2年度に実施）

一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用（令和3年3月から開始）

「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール（案）」、「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進

国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画

カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において交付円滑化計画を策定（9月上旬に策定依頼通知を発出）

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報

様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

第６回デジタル・ガバメント閣僚会議資料（令和元年12月20日）（一部更新）

仕組み

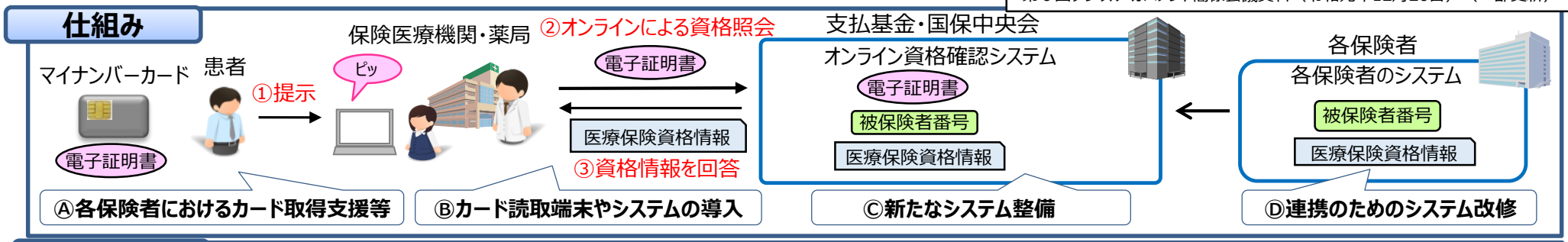

取組状況等

各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等（ Ⓐ ）

- ９月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を発出
  ①市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む　②市町村の出張申請方式を積極的に検討　③国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
- 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
  ・国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
  ・市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施　／　**令和２年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定**

保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入（ Ⓑ ）

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和２年１月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、**夏頃から順次、端末等の導入を進める**
  （※医療情報化支援基金による支援／　令和元年度予算：300億円　**令和２年度予算案：768億円**）

オンライン資格確認システムの構築（ Ⓒ Ⓓ ）

- 令和３年３月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和２年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和２年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定
  （※医療保険分野における番号制度の利活用推進／　令和元年度予算：318億円　令和２年度予算案：145億円）

メリット

1 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越ししてもカードで受診できる。

2 医療保険の資格確認がスピーディに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。

3 窓口への書類の持参が不要に

高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。

4 健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定検診情報を、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。

5 医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金が減少する。

6 医療費控除も便利に

マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表について

第6回デジタル・ガバメント閣僚会議（令和元12月20日）資料

6月に決定された方針に盛り込まれたマイナンバーカードの利活用シーンの拡大について、関係省庁等においてスケジュール等の検討を行い、以下のとおり実現に向けた工程表を作成（※新たな「デジタル・ガバメント実行計画」案の内容としている）

		2019年度（令和元年度） 1月－3月	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度） ※ほとんどの住民が保有（想定）	2023年度～（令和５年度～）
医療関係	健康保険証	システム開発・医療機関等での導入準備等		本格運用（令和３年３月～）※概ね全ての医療機関等での導入を目指す（令和５年３月）		
	薬剤情報、特定健診情報			薬剤情報のマイナポータル閲覧（令和３年10月～） 特定健診情報のマイナポータル閲覧（令和３年３月～）		
	患者の利便性向上	先行事例の実証	モデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開			
	処方箋の電子化、お薬手帳	電子化の検討（電子処方箋ガイドラインの改定等） 電子化に向けた環境整備の検討	電子化に向けた環境整備			環境整備を踏まえた実施
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィージビリティ調査、制度的な検討 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上	地方との協議	環境整備・システム開発		本格運用
	介護保険被保険者証	被保険者証そのものの在り方について見直しを行い、保険者等の関係者と合意		合意された内容に基づき、システム開発		本格運用
	PHR（Personal Health Record）健康診断の記録	PHR検討会での検討 ・PHRの検討における留意事項の決定 ・留意事項に基づく各健診等の工程表の検討 ・中間報告（工程表決定）	工程表に基づき各担当部局が環境整備順次、マイナポータル等での閲覧、情報連携できる情報を拡大			
	母子健康手帳		乳幼児健診情報等のマイナポータル閲覧			
就労関係	ハローワークカード	システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携／マイナンバーカード活用準備				本格運用
	ジョブ・カード	デジタル化等の方針検討		システム開発		マイナポータル連携
	技能士台帳	システム整備準備		システム整備		マイナポータル連携

		2019年度（令和元年度） 1月－3月	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度） ※ほとんどの住民が保有（想定）	2023年度～（令和５年度～）
就労関係	安全衛生関係各種免許	システム整備準備		システム整備試行運用		マイナポータル連携
	技能講習修了証明書	データベース拡充	システム整備準備			マイナポータル連携
	建設キャリアアップカード	フィージビリティ調査	マイナンバーカードの利用環境整備			保有資格等のマイナポータル閲覧
各種証明書等関係	在留カード	検討・方針の決定	措置内容の検討・結論	措置内容に応じた対応（法改正等）		
	教員免許状	環境整備等		運用開始		
	大学の職員証、学生証		モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知		国立大学法人の中期目標・中期計画への反映	
	障害者手帳	障害者手帳のデジタル化等の推進				インターネット予約対応
	e-Tax等	設計・開発	マイナポータルを通じて、年末調整・確定申告手続に必要な情報を一括入手、各種申告書への自動入力を開始			
	タスポカード	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体における開発・導入を検討				自販機順次入替
	社員証等	利用手続簡素化に向けた検討・取りまとめ	事業者向け周知・広報			進捗状況等に応じた対応
	運転経歴証明書	運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの検討・準備	シールの交付 マイナンバーカードの普及状況等を踏まえたシステム連携等、運転経歴証明書の在り方の検討			システム連携等
公共サービス	利用拡大の推進（・公共交通サービス・図書館カード・その他地方公共団体発行カード）	先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及				進捗状況等に応じた対応

オンライン資格確認について

オンライン資格確認等のイメージ

【導入により何が変わるのか】
①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
②高額療養費の限度額適用認定証※の発行を求める必要がなくなる　※窓口での負担の上限額が分かる証。保険者が発行

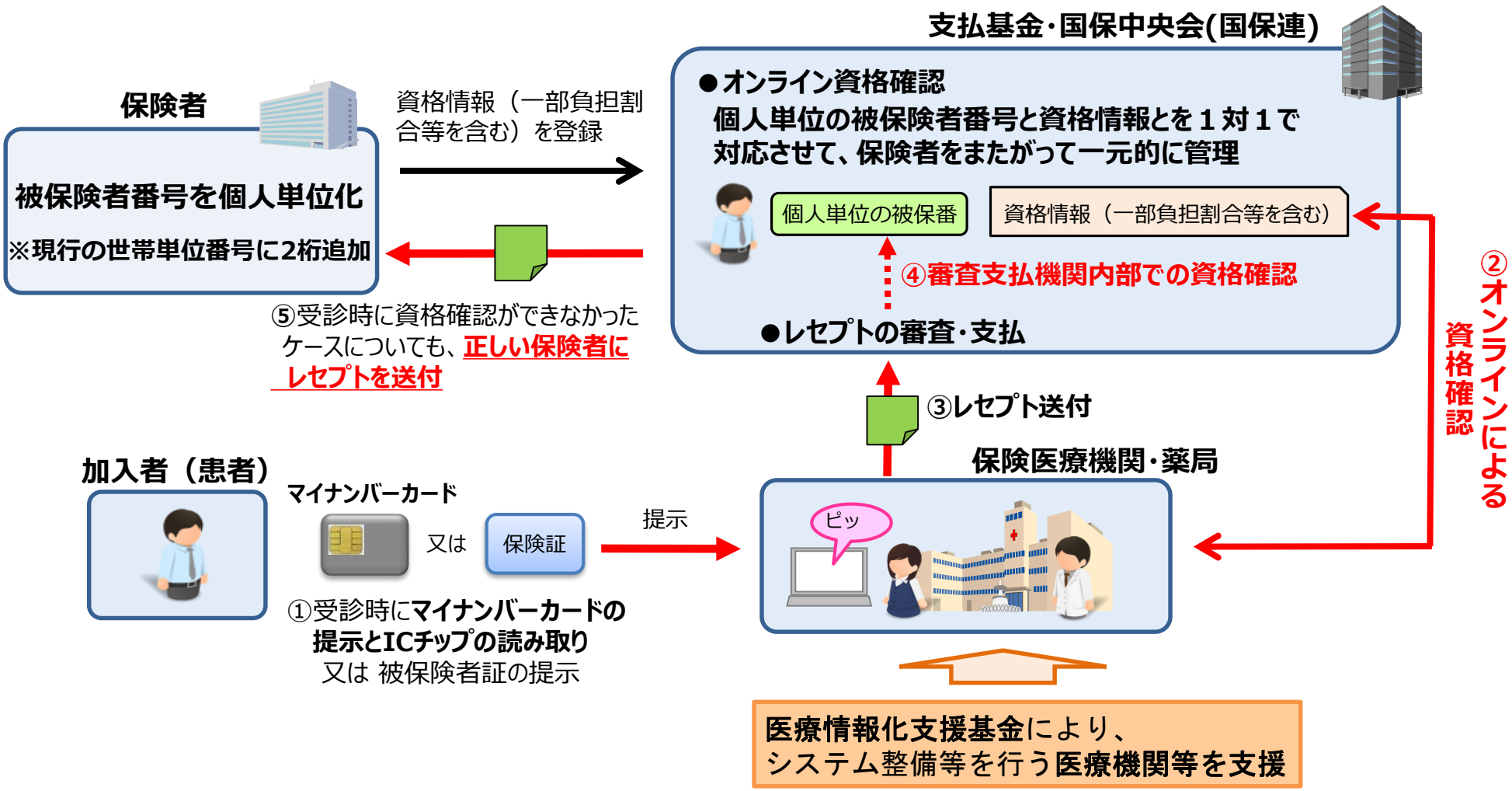

医療機関・薬局のオンライン資格確認のネットワーク

○　現在ほぼ100%の病院と薬局、７割弱の医科診療所がオンライン請求を利用している。オンライン資格確認では、既存のオンライン請求の閉域網のインフラを活用することとしている。

レセプトのオンライン請求（現在の仕組み）

オンライン化の普及率（2018年12月診療分/2019年1月請求）

	施設数	オンライン化	普及率
医科 病院	8,403施設	8,146施設	97%
医科 診療所	85,511施設	55,622施設	65%
歯科	69,097施設	11,806施設	17%
薬局	57,926施設	56,056施設	97%
合計	**220,937施設**	**131,630施設**	60%

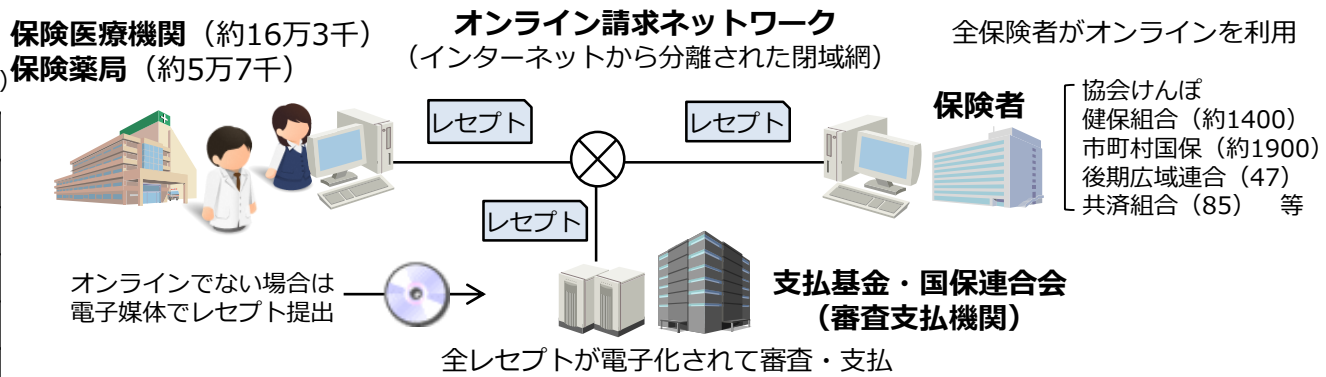

（※）オンライン請求ネットワークは、保険者・医療機関等が利用するネットワーク提供事業者において閉域の接続を確保するとともに、接続端末において支払基金が予め発行した電子証明書による認証を確保することで、インターネットから分離された安全な接続環境を構築している。

オンライン資格確認等の導入

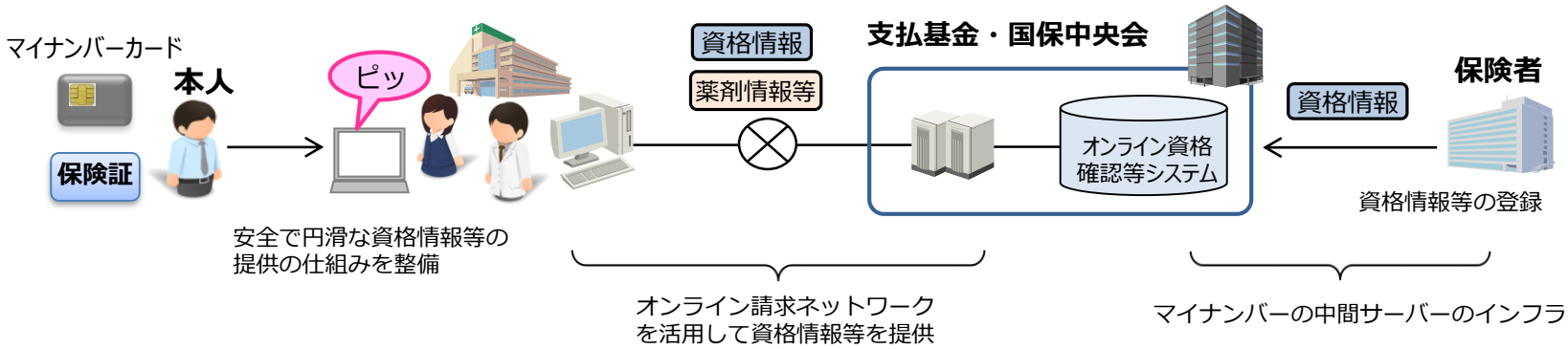

現時点のイメージ：関係者と調整

マイナンバーカードの読み取り等のシステム導入（イメージ）

○ オンライン資格確認では、医療機関・薬局のシステムの内容等に応じて、①オンライン資格確認等に係る端末等の導入、②ネットワーク環境の整備（既存のオンライン請求の回線を活用）、③レセプトコンピュータ等の既存システムの改修（デジタルの資格情報等の取込み）、④セキュリティ対策を講じていただく必要がある。
※システムの初期導入経費（機器やネットワークの導入等）について、医療情報化支援基金により補助。

※アプリケーションソフト等は、支払基金で開発し、無償で提供

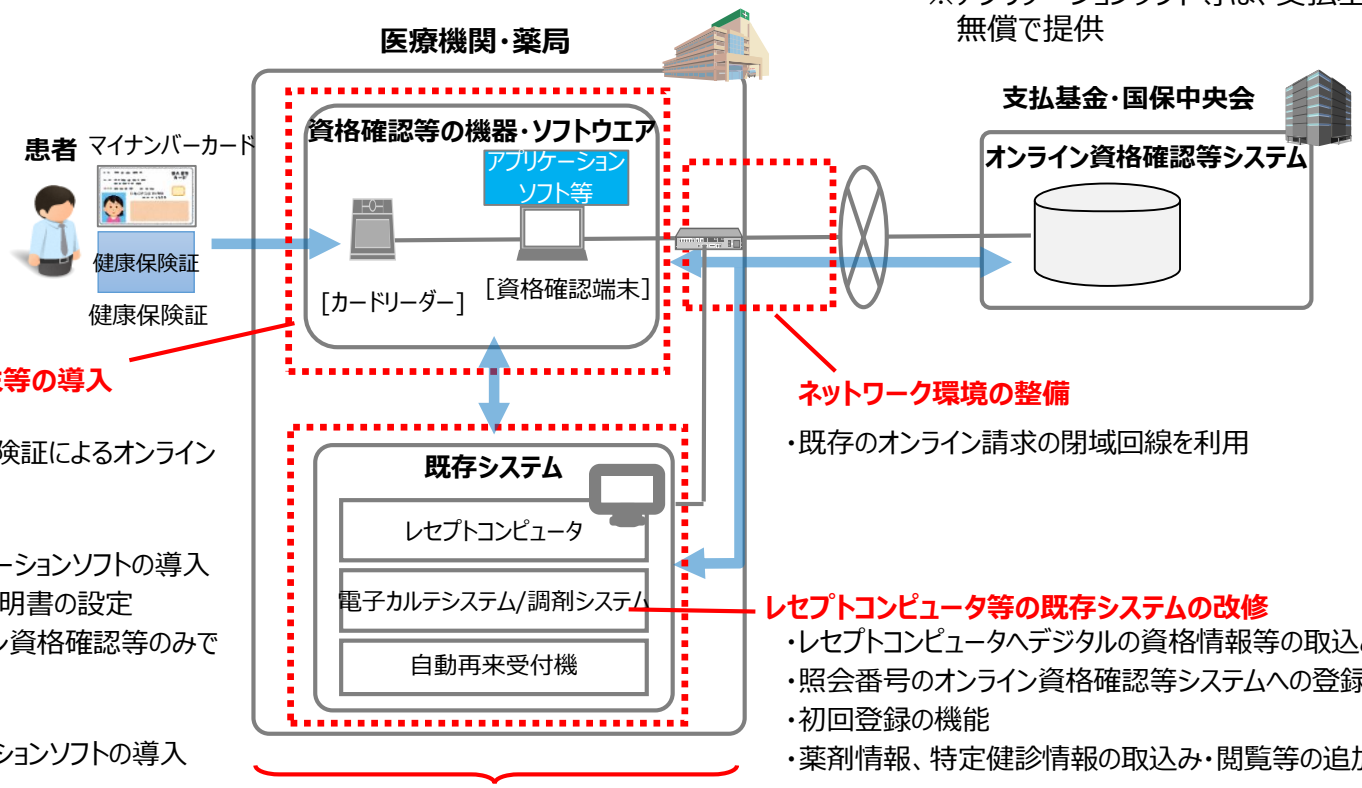

オンライン資格確認等に係る端末等の導入

（マイナンバーカードまたは健康保険証によるオンライン資格確認等で利用する端末等）
- 資格確認端末の導入
- 資格確認端末に係るアプリケーションソフトの導入
- オンライン資格確認用電子証明書の設定

（マイナンバーカードによるオンライン資格確認等のみで利用する端末等）
- カードリーダーの導入
- カードリーダーに係るアプリケーションソフトの導入

ネットワーク環境の整備
- 既存のオンライン請求の閉域回線を利用

レセプトコンピュータ等の既存システムの改修
- レセプトコンピュータへデジタルの資格情報等の取込みの追加
- 照会番号のオンライン資格確認等システムへの登録・連携
- 初回登録の機能
- 薬剤情報、特定健診情報の取込み・閲覧等の追加

セキュリティ対策
- オンライン資格確認等システムの閉域回線との接続や院内ネットワーク、ソフトウエアの更新等についての安全管理措置を講じる

現時点のイメージ：関係者と調整

資格確認端末と顔認証付きカードリーダー（イメージ）

○ 医療機関等の窓口では、マイナンバーカードを預からない運用としている。顔写真の確認について目視ではなく端末で読み取る場合は、マイナンバーカードの読み取りを行うカードリーダーは患者側に向けて設置し、資格確認端末（アプリケーション等が組み込まれた端末）でカードリーダーでの認証処理を行う方法が想定される。　※マイナンバーカードの顔写真を目視で確認する運用も可能である。

○資格確認端末で一連の処理を行う方式（顔認証、資格情報を取得→レセコンに登録）

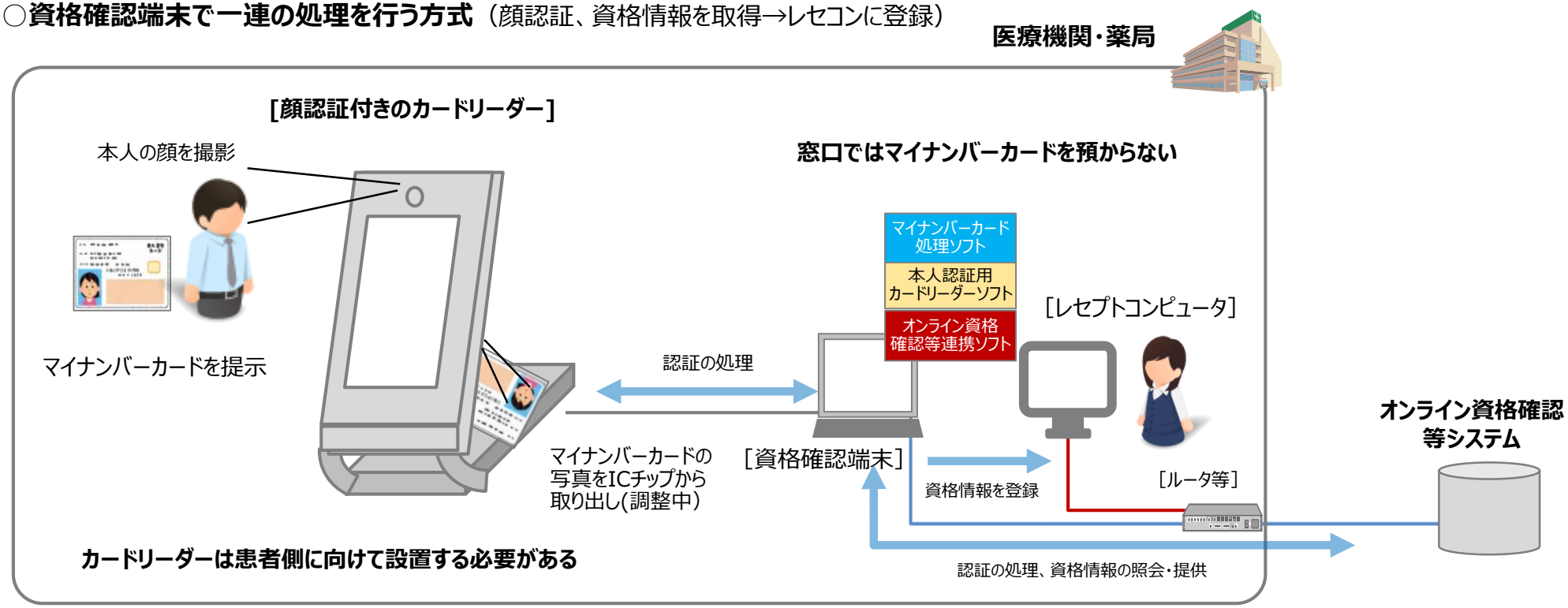

※PIN無し認証を行うため、カードリーダー1台に対し資格確認端末1台が必要。（カードリーダーが複数台必要な場合は、資格確認端末も複数台必要。）

オンライン資格確認で使用する機器等について

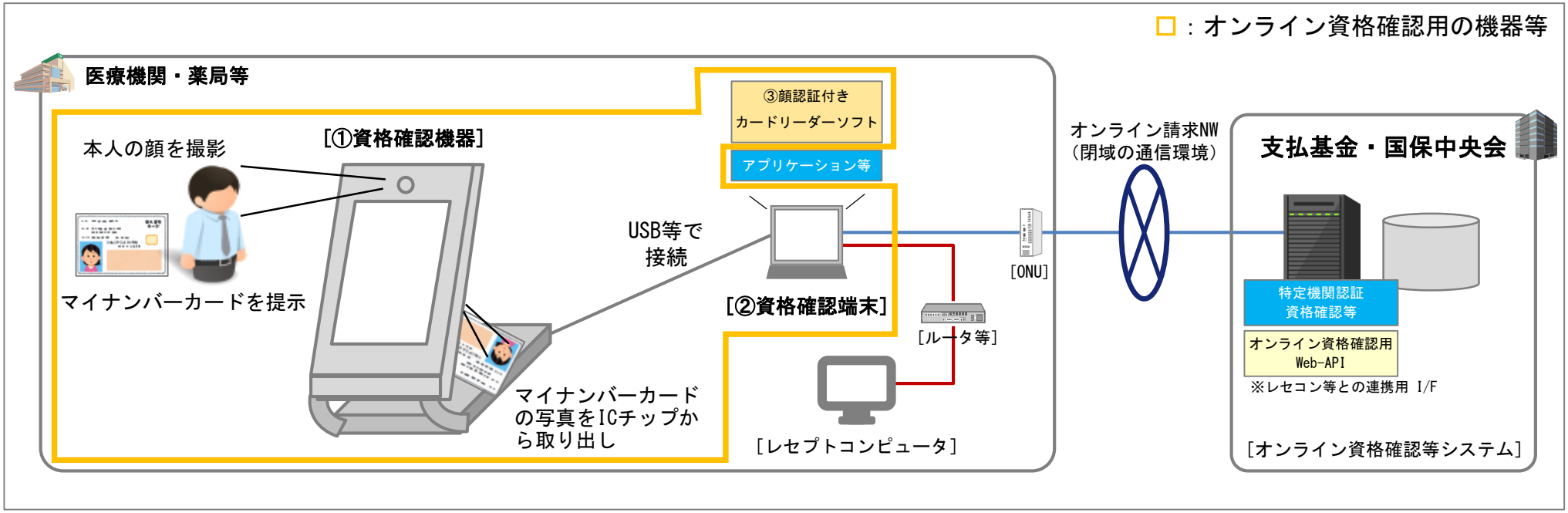

○　オンライン資格確認で使用する機器等について

① 資格確認機器（カードリーダー、カメラ、タッチパネル等を搭載した機器）
※患者が利用

② 資格確認端末（専用のPC型筐体を想定）
※医療機関等職員が利用
　例えば、IOT Enterpriseの搭載されたシンクライアント端末を流用することも考えられる。

③ 顔認証付きカードリーダーソフト（②の上で動作し、①の機器の制御や顔認証等を行う）
※マイナンバーカードのICカードとのやり取りは、アプリケーション等（支払基金提供）がAPIで提供。

オンライン資格確認で使用する機器等の詳細

○資格確認機器の要件
患者の顔を撮影できるカメラ等を有すること
マイナンバーカードの券面情報を取得する機能を有すること（照合番号Bに必要な情報を読み込む）
マイナンバーカードの読込が可能なICカードリーダー（ICカード TypeB PC/SCに準拠）を有すること
入力操作用を行えるタッチパネル等を有すること

○資格確認端末の要件
OS:Windows10 IOT Enterprise 2019 LTSC
（品質更新プログラム（Quality Update）は、毎月適用する想定のため、製造者による動作検証が必要）
NIC：2系統（院内ネットワーク用とオンライン請求NW用を想定）
USBポート：医療機関等で外部媒体（USBメモリ等）が利用可能なUSBポートを保持していること

○顔認証付きカードリーダーソフトとして必要となる機能の流れ（専用機ベンダーと調整が必要）
患者の顔とICチップの写真で顔認証処理を行う。（ICチップの写真取得は、アプリケーションソフト等のAPIを利用）マイナンバーカードの所持者と患者が同一（本人）と確認できた場合は、アプリケーションソフト等のAPIを利用し資格確認を行う。APIから処理結果取得後、資格情報をファイルで出力し、処理完了を患者に通知する。
→患者が顔認証を希望しない場合にPINの入力を行う。入力完了後、アプリケーションソフト等のAPIを利用し資格確認を行う。 APIから処理結果取得後、資格情報をファイルで出力し、処理完了を患者に通知する。

患者の顔とICチップの写真で顔認証処理を行う。（ICチップの写真取得は、アプリケーションソフト等のAPIを利用）マイナンバーカードの所持者と患者が同一（本人）と確認できた場合は、アプリケーションソフト等のAPIを利用し初回紐づけを行う。APIから処理結果取得後、資格情報をファイルで出力し、処理完了を患者に通知する。
→患者が顔認証を希望しない場合にPINの入力を行う。入力完了後、アプリケーションソフト等のAPIを利用し初回紐づけを行う。 APIから処理結果取得後、資格情報をファイルで出力し、処理完了を患者に通知する。

○その他
資格確認端末のブラウザを利用し、以下の業務を実施する。
オンライン資格確認システム（Webアプリケーション）
オンライン請求（月1回診療報酬の請求）
⇒保険証による資格確認、診察券番号の登録、予約リストの資格確認など、
電子証明書発行等、各種申請手続き（検討中）

医療機関・薬局でPINなしで初回登録する仕組み（イメージ）

○　マイナンバーカードの保険証利用に当たっては、加入者がマイナポータルにアクセスして、初回登録を行う必要がある。
（※１）本人がマイナポータルにアクセスし、画面でボタン等を押して登録できる仕組みを検討中。

○　保険証利用の初回登録をしていない患者が受診した場合に、医療機関・薬局の窓口でもマイナポータルの機能を活用して初回登録できるよう、医療機関・薬局に配置する「資格確認端末」に初回登録（顔認証によるPINなし）の機能を組み込みたい。
（※２）マイナポータルは暗証番号(PIN)の入力が必要だが、医療機関等で資格確認端末で顔認証した場合はPINなしで照会できる仕組みを検討中。

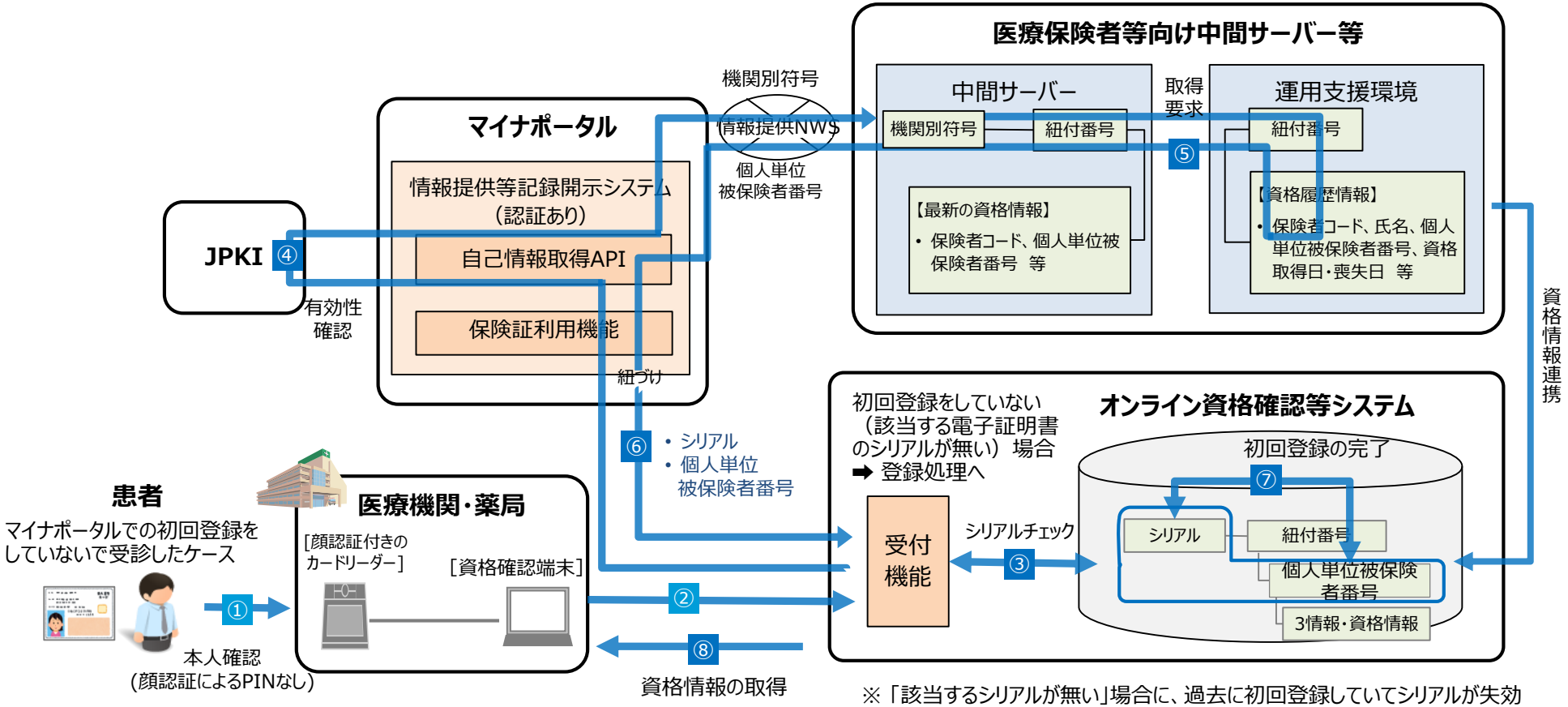

※「該当するシリアルが無い」場合に、過去に初回登録していてシリアルが失効している場合との区別がシステム上できるようにする必要。

関係者と調整中

マイナンバーカードを用いて資格確認する際の窓口における手続

○　医療機関等それぞれの規模、フロー、コスト負担等を踏まえ、医療機関等の選択により、希望する顔認証機能付きカードリーダー又は汎用カードリーダーを配置する。（双方を配置することも可）

○初診・再診時におけるマイナンバーカードを用いた場合の資格確認の運用方法（案）

医療機関・薬局

汎用カードリーダーの場合

①マイナンバーカードを提示

②患者がPIN４桁を入力　又は　職員の目視による確認

メリット

・端末価格が顔認証機能付きと比較すると安価
・レスポンスタイムが顔認証機能付きと比較すると短い

※患者との対面時に職員の端末の操作等が必要となるので、業務フローの見直しが必要となる場合がある。

窓口ではマイナンバーカードを預からない

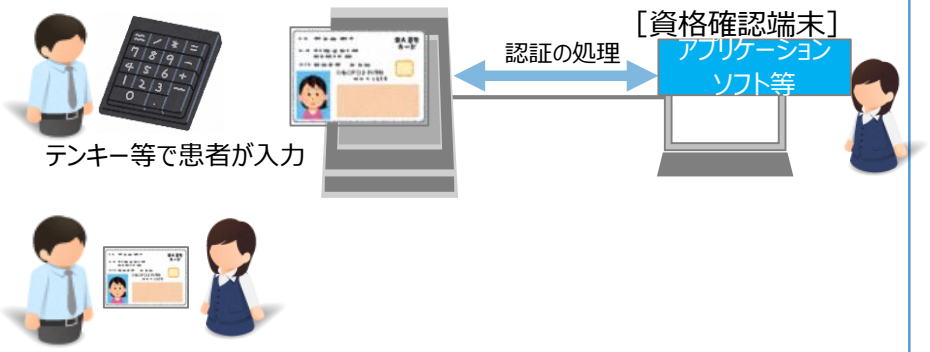

顔認証機能付きカードリーダーの場合

①マイナンバーカードを提示

②本人の顔を撮影　又は 患者がPIN４桁を入力

※顔認証機能においてエラー表示が出たり、患者がPINを忘れてしまった場合には、職員の目視による確認で認証の処理を行う。

メリット

・職員による目視確認や患者と対面した端末操作が原則不要
・案内文をディスプレイ上表示することが可能

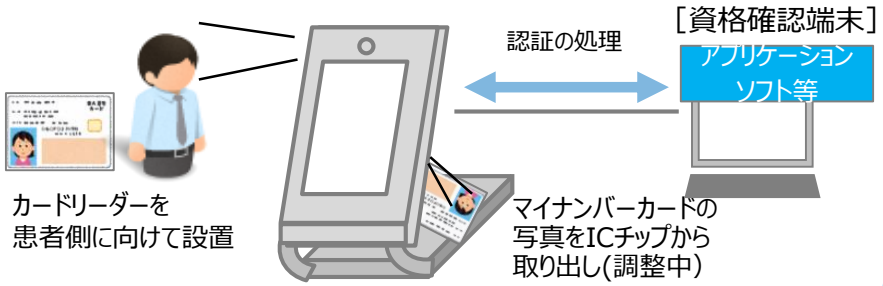

個人単位の２桁番号付きの保険証様式（イメージ）

○　新規発行の保険証について、個人を識別する２桁の番号を追加する。

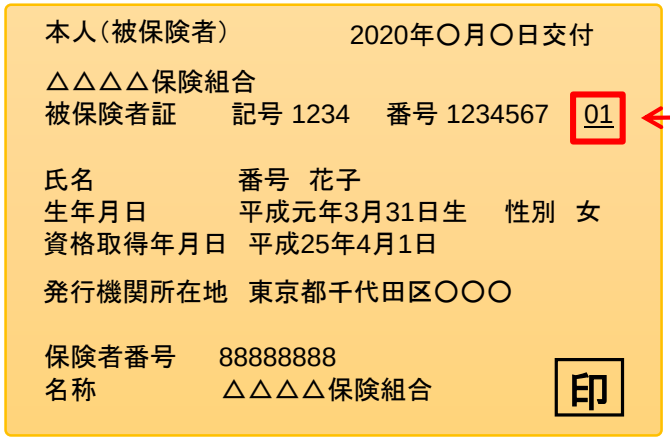

現行の保険証の記載内容に
２桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、
保険証は変更しない

○　発行済の保険証は、２桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。

※　医療機関・薬局では、患者が２桁番号がない保険証を提示した場合、２桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、２桁番号なしで請求できることとする。（当分の間）

＜個人単位の２桁番号の付番、レセプト請求のスケジュール：イメージ＞

2020年10月頃～	保険者で個人単位の２桁番号を付番、資格確認システムに登録
2021年３月頃～	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始
４月頃～	新規発行の保険証に２桁の番号を追加（全保険者）
10月頃～	２桁の番号を付してレセプト請求を開始（9月診療分、10月請求分～）

2019年6月時点

資格確認の対象とする証類（案）

- 2020年度のオンライン資格確認の運用開始時点において、対象とする証類の整理結果を以下に示す。
- 原則、保険者が発行している証類は、資格確認の対象とする方針としているが、保険者においてシステム管理していない証類、自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は対象外としている。
- 対象外とした証類は、運用開始後、保険者・自治体等と協議した上で、必要に応じて資格確認の対象とする調整を行う想定。

項番	分類	資格確認証等	対象者	概要等	備考	対象要否
1	保険者証類	健康保険被保険者証/組合員被保険者証/船員保険被保険者証/船員組合員証	被用者保険被保険者	被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険）の加入者（共済組合の船員組合員含む）に交付される保険証	・任意継続被保険者も対象 ・無給休職者には防衛省共済組合員証を発行。	対象
2		国民健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者	国民健康保険の加入者に交付される保険証		対象
3		国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証／高齢受給者証	前期高齢者（70～74歳の者）	70～74歳で一部負担割合が3割または2割となる者に発行される。		対象
4		後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者	後期高齢者医療制度の加入者に交付される保険証		対象
5		退職被保険者証	退職者医療制度対象者	会社等を退職して国保に加入した者のうち、厚生年金又は共済年金等受給している65歳未満の者とその被扶養者（国保に加入している65歳未満の者に限る）が対象。		対象
6		短期被保険者証	特別な事情がないにもかかわらず、保険料（税）を納期限を過ぎた（翌日以降）世帯	保険料（税）を長期間（１年未満）滞納している世帯に対し交付される、有効期間の短い保険証。短期被保険者証が交付される世帯に属する、高校生以下の子どもには、子ども短期被保険者証が交付される。		対象
7		子ども短期被保険者証				対象
8		自衛官診療証	自衛官本人	自衛官本人に交付される紙媒体の保険証であり、届出欄、療養給付記録等を管理。 ※無給休職者には防衛省共済組合員証を発行。		2021年３月時点では対象外とするが、引き続き検討

資格確認の対象とする証類（案）

項番	分類	資格確認証等	対象者	概要等	備考	対象要否
9	特例制度等	修学中の被保険者の特例による被保険証（マル学保険証）	修学中の被保険者の特例制度	修学のため親元を離れ住所を移して生活をしている学生は、単独世帯ではなく親の世帯の一員とみなされる		対象
10		住所地特例制度による被保険者証	医療機関、施設等に長期入院、入所する方	1年以上、病院等又は社会福祉施設（児童福祉施設を除く）に入院又は入所する者に発行される。		対象
11		被保険者受給資格者票	日雇特例被保険者	協会けんぽで受付し、受給資格者票に確認印を受ける（健康保険被保険者手帳に２か月で26日以上の印紙貼付実績が必要）。受給資格者票の交付を受けるまでの間、日雇特例健康保険への加入実績がない者は、特別療養証明書が交付される。		対象外
12		特別療養費受給票				対象外
13		船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	乗船中に発症した職務外のケガや疾病が発生した方	乗船中に発症した職務外のケガや疾病について、下船後、3か月間無料で受診できるもの	協会けんぽ等の基幹システムにて管理していない。（出典：H29年度調整研究報告 概要版）	対象外
14		船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書		①療養補償証明書の有効期間中に他の保険制度に切り替わった場合、療養補償証明書の有効期間に限り無料で受診できるもの、②職務上、H21.12.31以前に発症している職務上の病気やケガについて、無料で受診できるためのもの	協会けんぽ等の基幹システムにて管理していない。（出典：H29年度調整研究報告 概要版）	対象外
15	証明書類	被保険者資格証明書	特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納期限から1年以上滞納している世帯	保険料(税)を長期間（１年以上）滞納している世帯に対し、保険証の代わりに交付される国民健康保険被保険者の証明書。保険証と異なり、医療費は一旦全額自己負担となり、後日特別療養費の支給申請により一部負担金を除いた額が払い戻される。		対象

資格確認の対象とする証類（案）

項番	分類	資格確認証等	対象者	概要等	備考	対象要否
16	被保険者証等と併用するもの	限度額適用認定証	高額療養費制度の対象者、うち住民税が非課税の低所得者など	事前申請により、入院や外来診療、調剤薬局等の窓口での支払上限額が法定自己負担限度額となる（還付手続が不要になる）。低所得者には、食費負担を含めて、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付される。		対象
17		限度額適用・標準負担額減額認定証				
18		特定疾病療養受療証	厚生労働大臣が指定した、長期にわたり高額な医療費がかかる疾病に罹患した方	高額な治療を長期間継続して行う必要がある、血友病・人工透析が必要な慢性腎不全又は抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群等の方に申請により交付される。医療機関での窓口負担が月１万円（慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者の自己負担限度額は月２万円）までとなる。		対象
19	被保険者証等と併用するもの	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	災害救助法の適用となる災害により被災された被保険者等	証明書の交付を受けた被保険者等は、医療機関等を受診する際、健康保険証に証明書 を添えることにより、医療機関等の窓口で支払う一部負担金等が徴収猶予又は減額・免 除になる。	保険者等によってはデータベース化していないことも考えられるため、対象範囲にするのは困難。	対象外
20	被保険者証等と併用するもの	自治体が管理している公費負担・地域単独事業の受給証	各事業で定めた対象者	各事業ごとで定めた医療費助成制度。（例えば、子どもの医療費に対する公費負担事業、特定疾患医療費助成制度。）	システム化について自治体等と調整が必要であるため、資格確認の導入時期は検討が必要。	対象外

審査支払機関でのレセプトの資格情報の確認、保険者へのレセプト送付まで

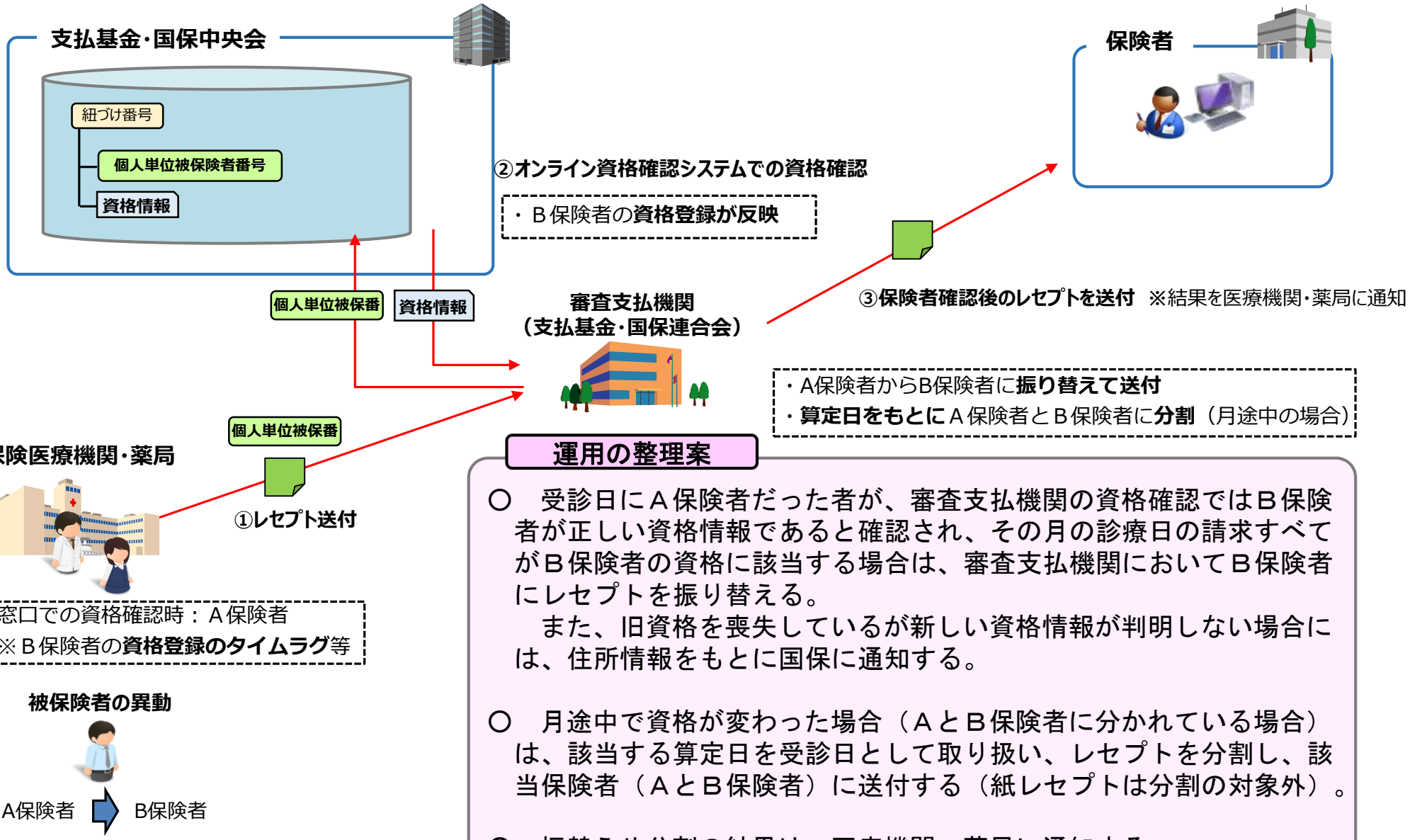

運用の整理案

○　受診日にＡ保険者だった者が、審査支払機関の資格確認ではＢ保険者が正しい資格情報であると確認され、その月の診療日の請求すべてがＢ保険者の資格に該当する場合は、審査支払機関においてＢ保険者にレセプトを振り替える。
　また、旧資格を喪失しているが新しい資格情報が判明しない場合には、住所情報をもとに国保に通知する。

○　月途中で資格が変わった場合（ＡとＢ保険者に分かれている場合）は、該当する算定日を受診日として取り扱い、レセプトを分割し、該当保険者（ＡとＢ保険者）に送付する（紙レセプトは分割の対象外）。

○　振替えや分割の結果は、医療機関・薬局に通知する。

薬剤情報・特定健診情報の閲覧サービス

経済財政運営と改革の基本方針2019

～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

令和元年６月21日閣議決定

第３章（２）①社会保障
（医療・介護制度改革）

（ⅰ）医療・福祉サービス改革プランの推進

レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、**特定健診情報は2021年３月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働**させる。

さらに、**その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、厳重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定**する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。

（ⅱ）医療提供体制の効率化

生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するＰＨＲとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する

薬剤情報、医療費情報、特定健診データのマイナポータル等での閲覧の仕組み

【導入により何が変わるのか】
○　患者本人や医療機関等において、薬剤情報や特定健診情報等の経年データの閲覧が可能。
　⇒　加入者の予防・健康づくり等が期待できる。

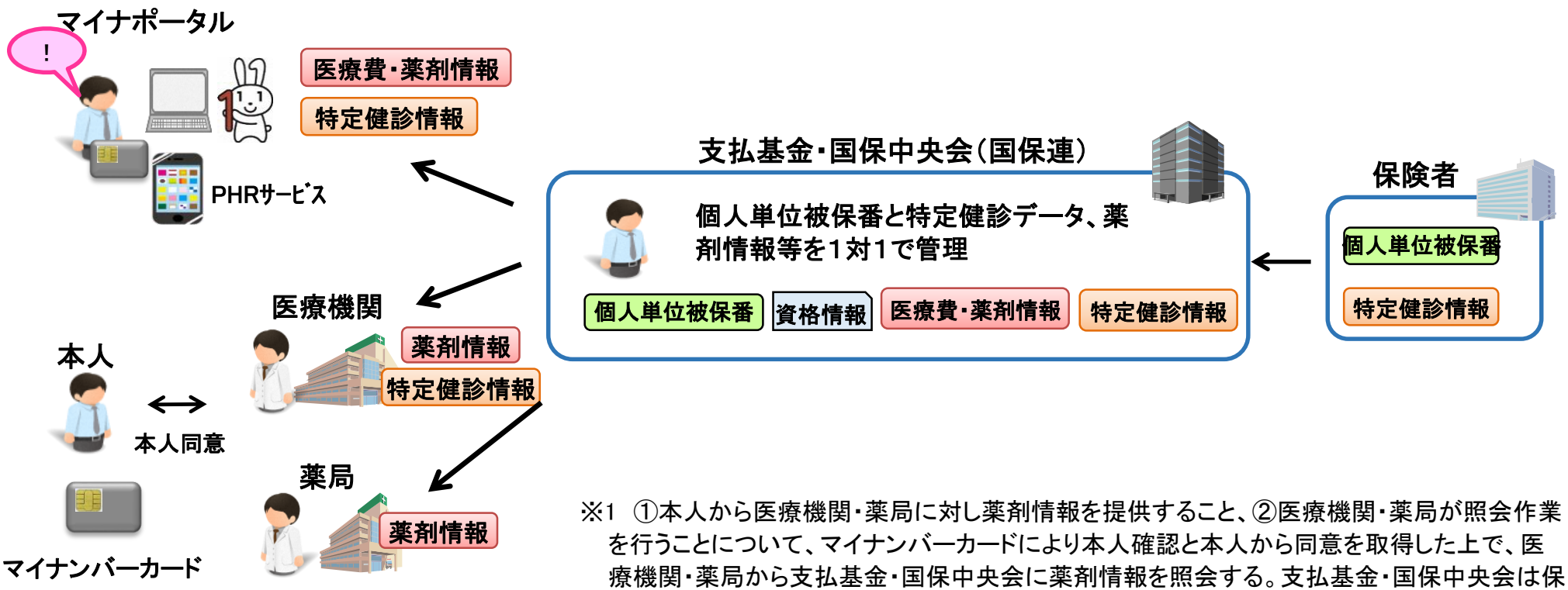

※1　①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。

※2　医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

○　特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。
マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

（※）PHR（Personal Health Record）サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

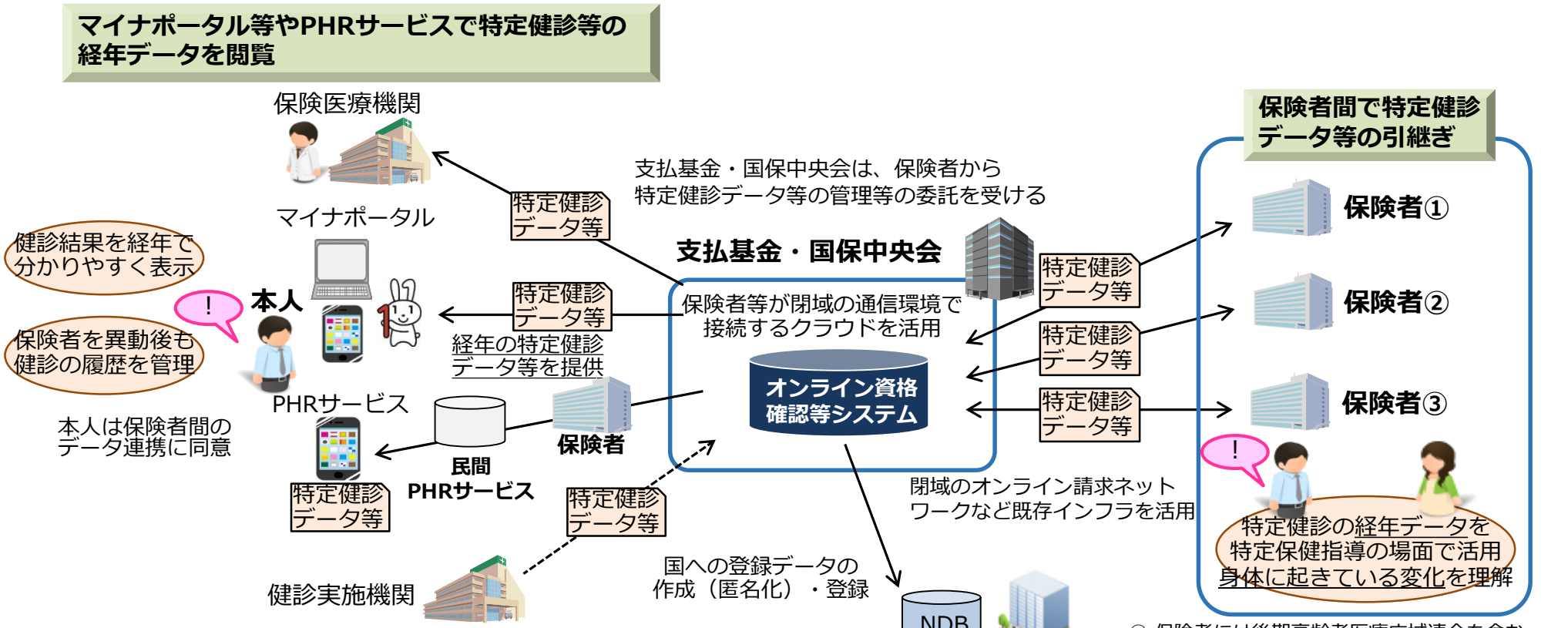

※ 健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等を保険者に登録する仕組みを検討

※ 「特定健診データ等」には特定健診の他、後期高齢者医療広域連合が行う健診や、事業者健診、人間ドック等特定健診として活用可能な項目（★）を含む健診が該当

○ 保険者には後期高齢者医療広域連合を含む

○ 新保険者から旧保険者に資格異動前のデータを照会、旧保険者から提供

※ 現在は紙・電子媒体でやりとり

★特定健診データ：身長・体重・血圧、血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値、問診の結果、血圧・血糖・血中脂質の治療薬の服薬、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣

医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール

デジタル・ガバメント閣僚会議
（令和元年9月3日）決定

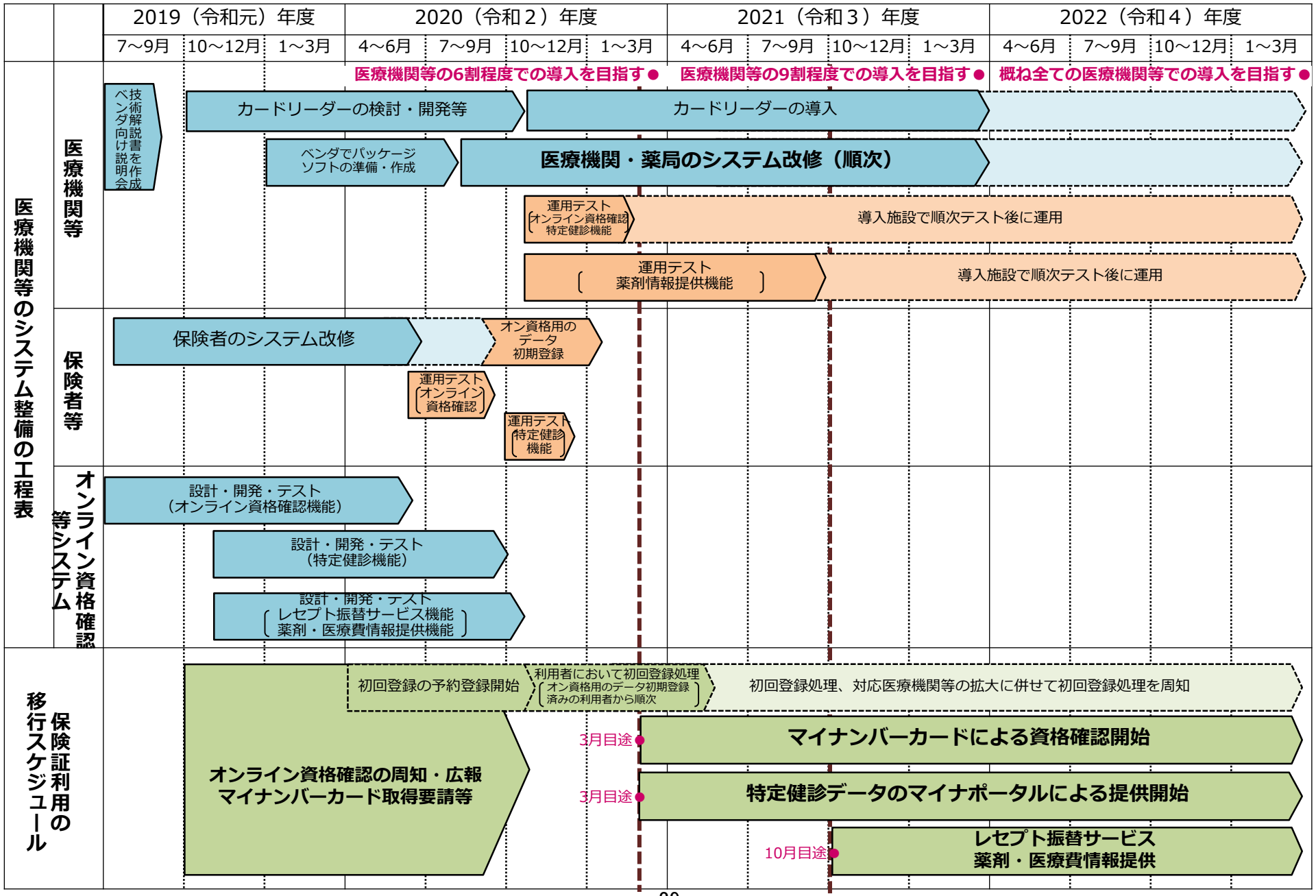

○ オンライン資格確認、マイナンバーカードの保険証利用には以下のメリットがあります。

患者	・医療機関・薬局窓口での資格確認がシステム化されることで、待ち時間が減少することがあります。 ・窓口での限度額以上の一時払いが不要となります。（従来は、一時払いをした後に還付。限度額以上の一時払いを避けるには、事前に保険者に限度額認定証を申請する必要があったが、導入した医療機関・薬局では、限度額認定証の提示が不要になります） ・転職・結婚・退職しても、手続きをすれば、保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで医療機関を受診できるようになります。 ・マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診結果、医療費情報を閲覧することが出来るようになります。医療関係者に提供し、より適切な医療を受けることが出来るようになります。
医療機関・薬局	・再診時の資格確認がシステム化されることで、窓口の混雑が緩和されます。 ・病院システムへの資格情報の入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少します。 ・再診時に保険証を確認しなかった場合、レセプト請求後に返戻となることがあったが、オンライン資格確認を毎回実施することでレセプトの返戻を回避でき、未収金が減少します。（患者等への確認事務が減ります） ・マイナンバーカードを持っている患者の同意を得て、薬剤情報、特定健診結果を閲覧することが出来るようになります。より適切な医療を提供することが出来ます。 ・災害時には、マイナンバーカードを持っていない患者の薬剤情報、特定健診情報を閲覧することが出来ます。
保険者	・資格切れの保険証の使用が抑制されます。 ・過誤請求の事務処理負担（資格喪失や移動後の資格情報の照会、保険者間調整、本人への請求等の事務作業）が減少します。 ・限度額情報や負担割合等が正確に医療機関に伝わり、レセプトにかかる医療機関との調整が減ります。 ・被保険者からの限度額認定証の申請にかかる事務手続きや限度額認定証の発行がなくなります。

マイナンバーカードの仕組み

マイナンバー制度について

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

＜趣 旨＞　行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I　番号利用の仕組み

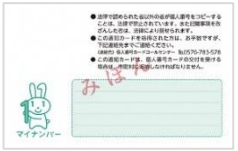

1　日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。

2　マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号利用事務）において利用。
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号関係事務）においても取り扱われる。

⇒　**行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化**

9月13日～19日（**7日間**）で、マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムによる地方公共団体、日本年金機構等の間での情報照会は**164万2千件**、情報提供は**163万4千件**、照会件数に対する提供件数の割合は99.5%である。　※照会先が異なる、情報の未登録等により照会と提供の件数が異なる

3　マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。

4　法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

II　マイナンバーカード（個人番号カード）

交付枚数：**約1,945万枚**　交付率：**15.3%**　（令和元年2月12日時点）

① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。

② マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。

③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。

III　マイナポータル

① マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。

② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

交付無料

対面での本人確認

顔写真付きの身分証明書として

- ➢ 市町村での厳格な本人確認　→　確かに本人であるという証
- ➢ 顔写真があるのでなりすましができない
- ➢ 公私での身分証明が可能

表

カードの
券面記載事項

電子的な本人確認

インターネット等により、
どこからでも安全・確実に本人を証明

- ➢ 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる

今後、健康保険証としての利用や、
海外からのインターネット投票も可能に

さらに、将来的には
ＡＩその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のＡＩ端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やＡＩとの対話により、行政手続をスムーズに

➡ ***Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代の必須ツール***

マイナンバーの提示

このカードを提示することで、
自分のマイナンバーを証明

- ➢ 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

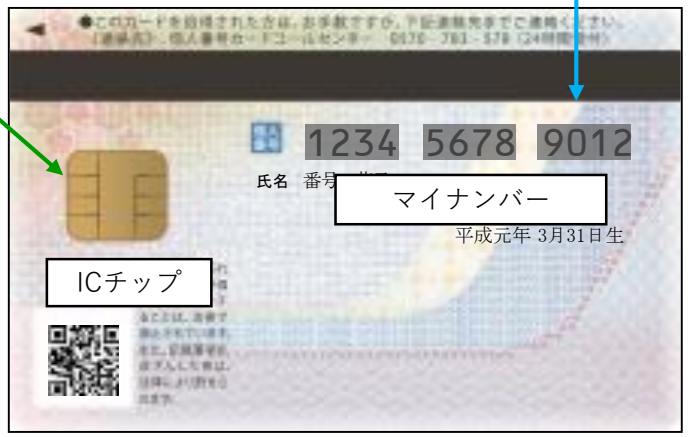

裏

マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

✓　顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、**２４時間３６５日体制で停止可能**
- アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違うと機能ロック**
- 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**

大切な個人情報は入っていない

✓　ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

マイナポータルで提供しているサービス

○　マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
○　国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

A サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示（あなたの情報）

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示（やりとり履歴）

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

E もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。